

平成15年11月27日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成15年(行コ)第56号 公文書不開示処分取消請求控訴事件(原審・水戸地方裁判所平成13年(行ウ)第14号)

平成15年10月14日口頭弁論終結

判 決

茨城県稲敷郡阿見町中央7丁目11番9号

控 訴 人	永 瀬 英 一
同訴訟代理人弁護士	清 水 勉
同	関 口 正 人

茨城県稲敷郡阿見町中央1丁目1番1号

被 控 訴 人	阿 見 町 長 川 田 弘 二
同訴訟代理人弁護士	星 野 学

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が控訴人に対し平成13年4月26日付けでした公文書部分公開決定のうち、立入検査結果通知書(平成12年度分)の企業・氏名等を特定する部分として非公開とした部分及び改修(計画)報告書(平成12年度分)の企業・氏名等を特定する部分として非公開とした部分をいずれも取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

主文と同じ。

2 被控訴人

本件控訴を棄却する。